

議案第 70 号

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）の施行に伴い、条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例（昭和 62 年条例第 13 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、瑞穂町学童保育クラブ（以下「学童保育クラブ」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 学童保育クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(対象児童)

第4条 学童保育クラブに入所することができる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 町の区域内に住所を有すること。
- (2) 小学校に就学していること。
- (3) 保護者の労働、疾病等の理由により適切な監護を受けられないこと。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、学童保育クラブに入所することができない。

- (1) 著しく心身に障害のあるとき。
- (2) 感染症又は悪性の疾患を有するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上支障があると認めるとき。

(休所日)

第5条 学童保育クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(開所時間)

第6条 学童保育クラブの開所時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで(瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)第4条第1項各号に掲げる休業日(次号において「休業日」という。)を除く。)

小学校の下校時から午後6時まで

- (2) 土曜日及び休業日 午前8時30分から午後6時まで

(入所の承認)

第7条 学童保育クラブへの入所を希望する対象児童の保護者は、規則で定める手続により町長の承認を得なければならない。

(入所の承認の取消し)

第8条 町長は、学童保育クラブに入所している児童（以下「入所児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する入所の承認（以下「入所承認」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童の要件に該当しないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により入所承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(育成料)

第9条 町長は、入所児童の保護者から学童保育クラブ育成料（以下「育成料」という。）として、入所児童1人につき月額4,000円を徴収するものとする。

(育成料の減免)

第10条 町長は、特別の理由があると認めるときは、育成料の全部又は一部を免除することができる。

(育成料の還付)

第11条 既納の育成料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例第7条の規定による手続その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名称	位置
あすなろ学童保育クラブ	瑞穂町大字石畑1837番地
瑞穂第二小学童保育クラブ	瑞穂町長岡一丁目38番地1
瑞穂第三小学童保育クラブ	瑞穂町大字二本木670番地
瑞穂第四小学童保育クラブ	瑞穂町むさし野一丁目5番地
瑞穂西松原学童保育クラブ	瑞穂町箱根ヶ崎西松原25番地 6